学習院大学 GAKUSHUIN UNIVERSITY

No. 6

研究支援センターニューズレター

（記事1）自由な研究を守るために　p.1
（記事2）他機関で発生した不正事案について　p.3

2026年11月
学習院大学研究支援センター
電話：03-5992-1228
https://www.univ.gakushuin.ac.jp/research_support/
ken9-off@gakushuin.ac.jp

（記事1）自由な研究を守るために

研究不正（捏造、改ざん、盗用など）や、研究経費の不正使用・不正受給を行うと、極めて厳しいペナルティを受けることを、研究支援センターニューズレターNo.5にてご説明しましたが、今回はそれと関連性の深い、研究の安全保障貿易管理についてご説明します。

●研究不正と安全保障貿易管理には、自由な研究を保証するため共通の土台があります。（表1）

側面	研究不正への対策	安全保障貿易管理
主な目的	データの捏造(Fabrication)、改ざん(Falsification)、盗用(Plagiarism)（“FFP”）の防止、研究の信頼性確保	機微技術や物資の違法な輸出・提供の防止、国家安全保障の維持
自由な研究を保証するための共通の土台	「研究資金・人材の出所」「学外・海外での活動」「利益相反」のすべてを正しく開示・管理すること	

●自由な研究を阻害する要素について、項目別にその対策をお示しします。（表2）

項目	阻害例	対策
研究資金・人材の出所	・ 軍事目的からの研究資金である場合 ・ 外国人留学生・外国人研究者の由来や目的が軍事研究である場合	・ 配分機関、資金源の精査 ・ **人材の精査**
学外・海外での活動	・ 機微なる情報や機器等の移動、開示、交流、利用、等での不適切な管理	・ 事前の該否判定、諸手続き、法令遵守、エビデンス（データ）保存の徹底
利益相反	・ 国内外の民間企業等との共同研究における研究の「公開性」や「自律性」の衝突、必要以上の配慮	・ 相手先機関、研究内容の精査 ・ 共同研究契約書には「輸出管理条項」を入れる

経済産業省の令和7年度大学等輸出管理担当者向けワークショップ（2025/8/5～6開催）に研究支援センターとして参加してまいりましたので、その内容・資料を用いて、**人材の精査**にフォーカスします。

●受入人材について（研究支援センターの安全保障輸出管理のWebページ）
https://www.univ.gakushuin.ac.jp/research_support/basic-policy/export/
において、外国人・特定類型該当者（留学生・研究者・教員・訪問等）の受入れについては、「外国人受入れの事前確認シート」を提出していただいております。そこでは「受入予定者の懸念情報」を記載していただく項目があります。（以下、表3）

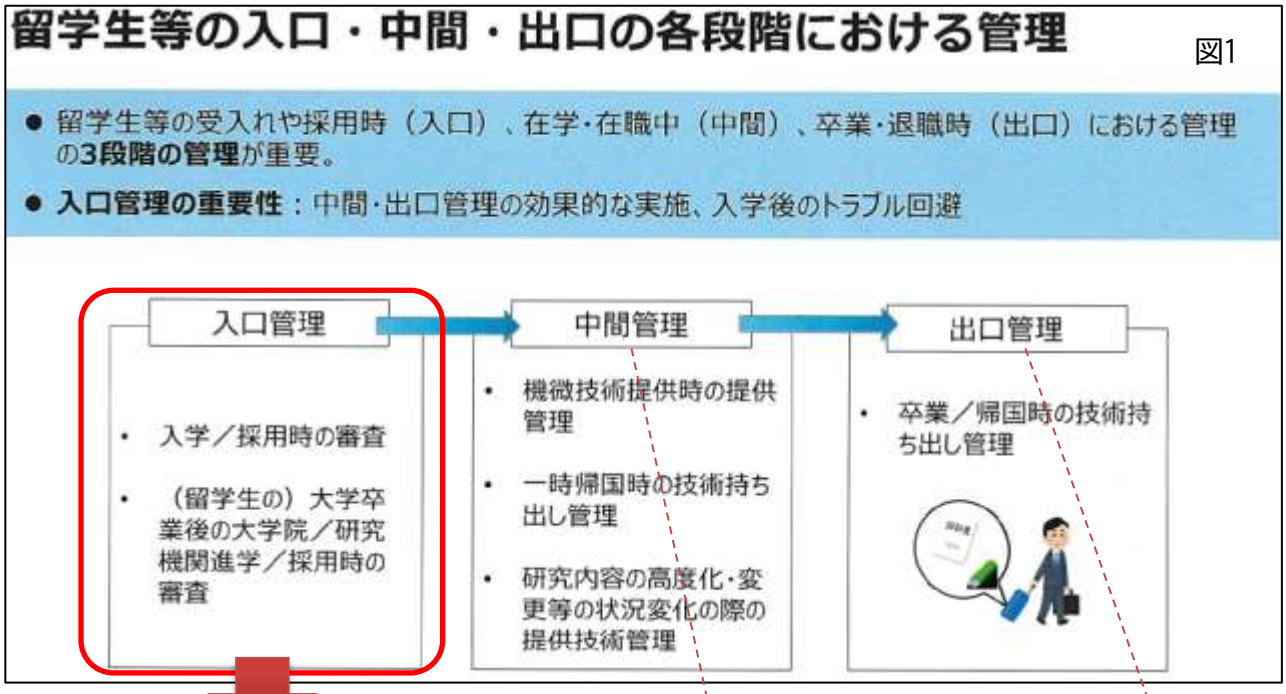
受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	□はい　□いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	□はい　□いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	□はい　□いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その留学費用につき、出身国政府の国費又は出身国の機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	□はい　□いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その者が将来出身国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	□はい　□いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	□はい　□いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	□はい　□いいえ

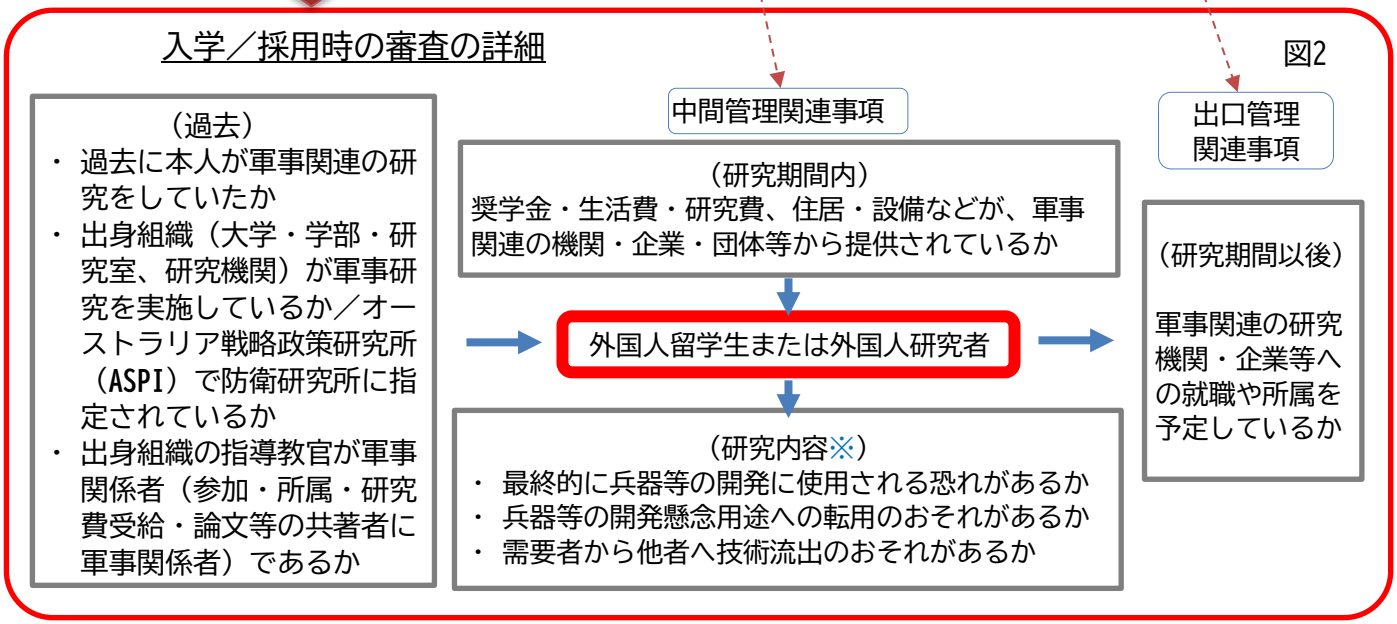
外国人留学生または外国人研究者の採用において懸念点がありますと、経済産業省に**「届出」**の必要性が生じます。その場合において、その外国人留学生または外国人研究者を受け入れますと、その方には「特定の授業、ゼミ、実験などに参加させない」などの**制約**を受ける恐れがあるため、自由な研究をすすめることは**困難**となります。

また、公的研究費の**不採択・受給停止・研究中止**などのリスクも高まります。

図１は、経済産業省のワークショップの資料の一部です。自由な研究を守るためには、管理を怠ることが出来ない事が分かります。

以上のことから、**入学／採用時の審査は特に重要**となります。これについてもその資料から要約して、図２にまとめました。





※過去に実例として、「“橋の強度に関する研究”というテーマであったが、内容はコンクリートに鉄球を撃ち込む実験であり、橋を攻撃するミサイルの開発に転用できるものであった」という例があったそうです。

判断等での不明点等は、研究支援センターにご連絡ください。

（記事1は以上です）

（記事２）他機関で発生した不正事案について

文部科学省のホームページでは、研究活動における不正行為等が公開されています。
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm
ここに公開されている情報の内の１件をご紹介します。
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360847_00061.html
所属機関の本件に対する調査報告
https://www.seigakuin-univ.ac.jp/uploads/2026/07/surveyresultsreport202607.pdf

- 対象者は平成21年（2009）頃から以下に認定の不正を開始し、所属先を何度も変更してきました。令和7年（2025）に複数回の告発を受けて、各所属先連携で調査が開始され、その悪質性が認定されました。各所属先では、それぞれ再発防止策がとられています。
- 研究不正は、時が経っても、場所を変えても、逃げ切れるものではないことが分かります

不正の種別	捏造（論文 7編 ）
調査対象者の職名等	聖学院大学　元教授（平成9年～23年） 金城学院大学　元教授（平成24年～ 平成27年） 東洋英和女学院大学　元教授（平成28年～令和元年5月）
不正行為と認定された研究の研究期間	国内学術誌　4編：平成21年、24年 学内紀要論文3編：平成24年、25年、28年
本調査の期間	令和7年8月4日～令和8年 4月30日
調査体制	計5名　内部委員：2名（聖学院大学副学長、特任教授） 外部委員：3名（他大学名誉教授2名、弁護士）
不正行為が行われた経費名称	科学研究費助成事業
不正に関与した研究者数	１人
以下、調査報告も含め要約 ・認定された不正の概要	告発され調査対象論文とした論文等 7 編について、いずれも特定不正行為「捏造」があると認定した。 ➢ 引用箇所の確認ができない：計25件 ➢ 資料の所在が確認できない：計19件
・不正行為の程度	存在の確認できない資料や所蔵館で使用しない資料番号が根拠として示されるなどの行為は「捏造」である。長期に多く散見されることから一連の行為は単なる注意義務違反ではなく、故意であったと判断した。
・研究機関の措置	1. 当該論文等7編について、被認定者に対し取り下げの勧告を行った。また、当該論文等の出版元に対し、認定について通知を行った。 2. 被認定者はすでにいずれの研究機関にも所属していないことから、就業規則等に基づく処分は行わない。
・発生要因と再発防止策	1. 発生要因 研究成果の発表においてその根拠となる資料を明らかにしておくことや正確に記述することへの意識が低く、データの保存や引用に対する研究者として当然の注意や、公正な研究に対する認識が欠如していたことが、今回の不正行為発生の要因といえる。 2. 再発防止策（各大学） ・聖学院大学：紀要掲載論文について引用箇所のコピーや資料の提供の協力を求め、校正時の確認をすすめる。また剽窃チェックツールの導入、認定研究公正アドバイザーを配置。 ・金城学院大学：個人研究費が配分される全研究者に対し、研究計画書及び研究報告書の提出を義務付け、学部長等が確認するなど、研究活動のチェック機能を整備。 ・東洋英和女学院大学：研究コンプライアンス推進委員会内に研究審査委員会を設置し、全学的に研究の事前審査を実施。
配分機関が行った措置	科学研究費助成事業について、捏造と直接的に因果関係が認められる経費の支出はなかったため、返還を求めるものではないが、認定された論文のうち6編は科学研究費助成事業の成果として執筆された論文である。このため、資金配分機関である日本学術振興会において、資格制限の措置を講じる予定である。

今号は以上です。よろしくお願いいたします。